

測量業務共通仕様書

令和5年8月

富山県土木部

測量業務共通仕様書 目次

第1章 総則

第1条	適用	1-1
第2条	業務の実施	1-1
第3条	用語の定義	1-1
第4条	受発注者の責務	1-3
第5条	業務の着手	1-3
第6条	設計図書の支給及び点検	1-3
第7条	調査職員	1-4
第8条	管理技術者及び照査の実施	1-4
第9条	担当技術者	1-4
第10条	提出書類	1-5
第11条	打合せ等	1-5
第12条	業務計画書	1-6
第13条	資料等の貸与及び返却	1-6
第14条	関係官公庁への手続き等	1-6
第15条	地元関係者との交渉等	1-7
第16条	土地への立入り等	1-7
第17条	成果品の提出	1-8
第18条	関連法令及び条例の遵守	1-8
第19条	検査	1-8
第20条	修補	1-8
第21条	条件変更等	1-9
第22条	契約変更	1-9
第23条	履行期間の変更	1-9
第24条	一時中止	1-9
第25条	発注者の賠償責任	1-10
第26条	受注者の賠償責任	1-10
第27条	部分使用	1-10
第28条	再委託	1-10
第29条	成果品の使用等	1-11
第30条	守秘義務	1-11
第31条	個人情報取扱特記事項	1-11
第32条	安全等の確保	1-14
第33条	臨機の措置	1-15
第34条	履行報告	1-15
第35条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-15
第36条	行政情報流出防止対策の強化	1-15
第37条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-16
第38条	保険加入の義務	1-16

第2章	富山県公共測量作業規程	2-1
-----	-------------	-----

第3章	公共測量作業規程記載要領	3-1
-----	--------------	-----

- 25 書面とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 26 照査とは、受注者が、発注条件、測量結果等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- 27 検査とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- 28 成果品とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 29 打合せとは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31 協力者とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 32 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 33 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 34 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第4条 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第5条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に報告し、その指示を受

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。

なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第12条 業務計画書

1 受注者は、発注者が設計図書等において定めるときは業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 業務概要 | (2) 業務方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画及び照査計画 | (6) 成果品の内容、部数 |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制（緊急時含む） |
| (9) 屋外で行う業務において使用する主な機器 | (10) その他 |

(2) 実施方針又は(10)その他には、第31条個人情報の取扱い、第32条安全等の確保及び第36条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合（数量等の軽微な変更は除く）は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、調査職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 受注者は、簡易な調査業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。

第13条 資料等の貸与及び返却

1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、直ちに調査職員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第12条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第37条 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

第38条 保険加入の義務

1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2) 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。